



島根県報

平成25年 1月29日 (火)

第 2,465 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
保安林予定森林 (4件)	(森 林 整 備 課)	4
解除予定保安林	(")	6

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	6
--------------	---------------	---

【公安告示】

貴重品運搬警備業務 1 級検定及び貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	6
施設警備業務 1 級検定及び施設警備業務 2 級検定の実施	(")	8

告 示

島根県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
上野医院	出雲市大社町菱根786-1	平成25年 1月 1日
酒井外科内科医院	浜田市旭町今市412-1	平成25年 1月 1日
三浦内科	益田市常盤町7-19	平成24年12月 3日
そうごう薬局 島根大学前店	松江市学園2丁目27番16号	平成25年 1月 1日

島根県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 ことぶき福祉会	出雲市塩冶有原町1丁目50番地	居宅介護支援	笑庵ことぶき居宅介護事業所	出雲市古志町344	平成24年10月1日
株式会社 ライフサポート	大田市鳥井町鳥井1204番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 きれんげ	大田市鳥井町鳥井1204番地	平成25年 1月 1日
株式会社 ライラック	出雲市大津町2446	居宅介護支援	ライラック居宅介護事業所	出雲市中野町757-3	平成25年 1月 1日
株式会社 ライラック	出雲市大津町2446	訪問介護	ライラック訪問介護事業所	出雲市中野町757-3	平成25年 1月 1日
株式会社 ライラック	出雲市大津町2446	介護予防訪問介護	ライラック訪問介護事業所	出雲市中野町757-3	平成25年 1月 1日
社会福祉法人 よしだ福祉会	雲南市吉田町深野84番地6	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかの里	雲南市吉田町深野84番地6	平成25年 1月 1日
社会福祉法人 よしだ福祉会	雲南市吉田町深野84番地6	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかの里	雲南市吉田町深野84番地6	平成25年 1月 1日
医療法人 杉原医院	安来市安来町898-4	居宅療養管理指導	杉原医院	安来市安来町898-4	平成24年10月1日
医療法人 杉原医院	安来市安来町898-4	介護予防居宅療養管理指導	杉原医院	安来市安来町898-4	平成24年10月1日

三浦 直也	益田市常盤町7-19	居宅療養管理 指導	三浦内科	益田市常盤町7-19	平成24年12月 3日
三浦 直也	益田市常盤町7-19	介護予防居宅 療養管理指導	三浦内科	益田市常盤町7-19	平成24年12月 3日
酒井 龍司	浜田市旭町今市412- 1	居宅療養管理 指導	酒井外科内科医院	浜田市旭町今市412- 1	平成25年 1月 1日
酒井 龍司	浜田市旭町今市412- 1	介護予防居宅 療養管理指導	酒井外科内科医院	浜田市旭町今市412- 1	平成25年 1月 1日
総合メディカル 株式会社	福岡市中央区天神二丁 目14番8号	居宅療養管理 指導	そうごう薬局 島根 大学前店	松江市学園2丁目27番 16号	平成25年 1月 1日
総合メディカル 株式会社	福岡市中央区天神二丁 目14番8号	介護予防居宅 療養管理指導	そうごう薬局 島根 大学前店	松江市学園2丁目27番 16号	平成25年 1月 1日

島根県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
山口整形平田診療所	出雲市平田町7057番地	平成24年12月31日
三浦内科	益田市常盤町7-19	平成24年12月3日
上野医院	出雲市大社町菱根786の1	平成25年 1月 1日
酒井外科内科医院	浜田市旭町今市412-1	平成25年 1月 1日

島根県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
山口 俊昌	出雲市平田町7057番地	訪問リハビリ テーション	山口整形 平田診療 所	出雲市平田町7057番地	平成24年12月 31日
山口 俊昌	出雲市平田町7057番地	介護予防訪問 リハビリテー ション	山口整形 平田診療 所	出雲市平田町7057番地	平成24年12月 31日
三浦	益田市常盤町7-19	居宅療養管理 指導	三浦内科	益田市常盤町7-19	平成24年12月 3日
三浦	益田市常盤町7-19	介護予防居宅 療養管理指導	三浦内科	益田市常盤町7-19	平成24年12月 3日

酒井 久仁夫	浜田市旭町今市412-1	居宅療養管理指導	酒井外科内科医院	浜田市旭町今市412-1	平成25年 1月 1日
酒井 久仁夫	浜田市旭町今市412-1	介護予防居宅療養管理指導	酒井外科内科医院	浜田市旭町今市412-1	平成25年 1月 1日

島根県告示第63号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町小谷561-4、561-11、562

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第64号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行773-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第65号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀西699-1から699-3まで、699-7から699-11まで、699-13、699-18、699-22、699-25、1079-1、1079-5から1079-7まで、1082-1、1086-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第66号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那1475-4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第67号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町伏谷1391-12から1391-14まで、1391-16
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
江津都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

- 1 検定を実施する警備業務の種類、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務 1 級	学科試験	平成25年 5月17日（金）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成25年 6月22日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務 2 級	学科試験	平成25年 5月17日（金）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成25年 7月6日（土）午前8時30分から午後5時まで	

- 2 実施場所

- (1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成25年4月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成25年 1月29日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時	定 員
-------	---------	-----

施設警備業務 1 級	学科試験	平成25年 5月22日（水）午前9時から正午まで	30人
	実技試験	平成25年 7月 3日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	平成25年 5月22日（水）午前9時から正午まで	30人
	実技試験	平成25年 6月26日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成25年4月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受

け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 その他

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。